

## 放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則

平成18年4月11日

宮城県公安委員会規則第14号

宮城県公安委員会が納付を命ずる放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則を次のように定める。

### 放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定に基づき、宮城県公安委員会が納付を命ずる放置違反金（以下「放置違反金」という。）に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、納付の期限経過後20日以内に督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定による督促状によって指定する期限は、督促状を発する日から10日以内の日とする。

(延滞金)

第3条 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害によって納付期限まで納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付期限までに納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。

(滞納処分)

第4条 宮城県公安委員会は、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務を、警察職員のうちから指定した者に委任する。

2 前項の規定による指定を受けた者が滞納処分を行うときは、徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

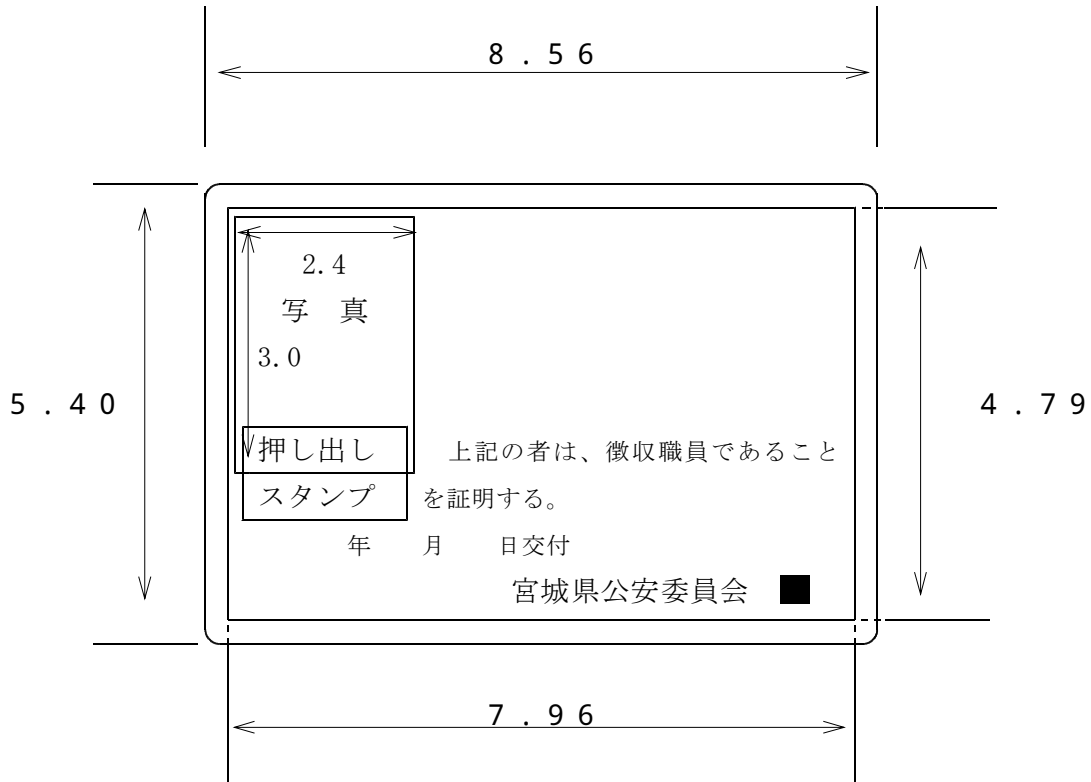
第5条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の督促、滞納処分等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

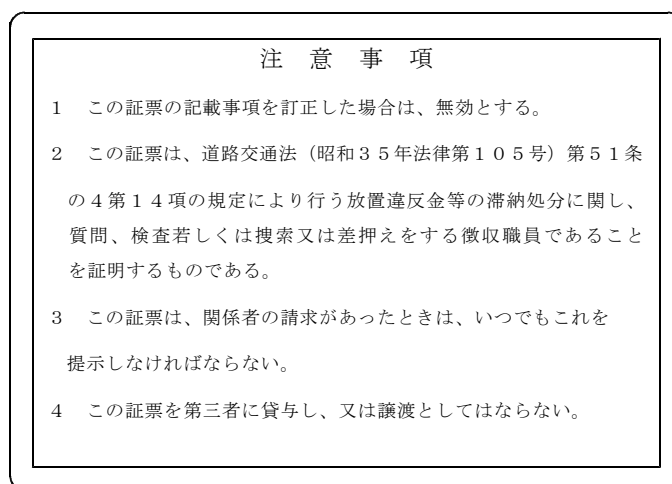
この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式

(表)



(裏)



- 備考
- 1 用紙の両面に無色透明の薄板を接着させること。
  - 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。